社会福祉法人法師会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 平成29年9月1日 ~ 平成31年8月31日までの2年間
- 2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業給付などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ①法に基づく諸制度の調査
- ②調査結果の検討
- ③制度に関わるパンフレットの掲示

目標2:育児休業後の職場復帰の相談窓口を設置する。

<対策>

- ①相談窓口の設置について検討する
- ②相談窓口の設置について職員への周知

目標3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ①年次有給休暇の取得状況を把握する
- ②各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- ③取得計画を掲示

一般事業主行動計画の内容 計画期間 平成29年9月1日~平成31年8月31日 職員が仕事と子育てを両立させることができ職員全員が 働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその 能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行 動計画を策定いたします。

1. 計画期間

平成29年9月1日~平成31年8月31日までの2年間

目標1

出産手当金や育児休業給付などの制度の周知や情報提供を行う。

育児休業後の職場復帰の相談窓口を設置する。

目標3

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。